

第 9 1 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行う。

記

1 公の施設の名称及び位置

- (1) 新宿区立四谷区民ホール
東京都新宿区内藤町 87 番地
- (2) 新宿区立牛込笹筥区民ホール
東京都新宿区笹筥町 15 番地
- (3) 新宿区立角筥区民ホール
東京都新宿区西新宿四丁目 33 番 7 号

2 指定する団体

- (1) 名称 株式会社共立
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木五丁目 40 番 13 号

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

新宿区立四谷区民ホール、新宿区立牛込笹筥区民ホール及び新宿区立角筥区民ホールの指定管理者の指定を行う必要があるため